四　技術的最大許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五　ＰＭＲとは、車両の原動機の特性（最高出力）と車両の質量との比をいう。

六　Ｒポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ＥＣＥ／ＴＲＡＮＳ／ＷＰ．29／78／Rev.3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。

七　技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合にあつては、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

八　専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びに技術的最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち統合決議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車であつて、技術的最大許容質量が二トン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。

九　専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち車いすを収容するために特別に製造又は改造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十　専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十一　技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気量六百六十ｃｃ以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが三十五以下及び前軸中心と運転者席のＲポイントの水平距離が千百ミリメートル未満のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

附　則

この告示は、平成二十八年三月十八日から施行する。

○防衛省告示第六十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定により、八戸飛行場についての告示の変更について次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日　防衛大臣　中谷　元

昭和五十五年防衛庁告示第百七十号の一部を次のとおり変更する。

表４八戸ＩＬＳの項を次のように改める。

八戸ＩＬＳ	八戸飛行場	ローカライザー	51. 8.12	111.3MHz	10W					
		グライドスロープ	332.3MHz	2 W	251°	ＩＨＥ	24時間	カテゴリー１	2.5°	
		ＤＭＥ	26. 5. 1	1011MHz	100W					

○防衛省告示第六十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定により、硫黄島飛行場についての告示の変更について次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和四十五年防衛庁告示第九十四号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「二十一秒」を「二十二秒」に、「百十七メートル」を「百十八メートル」に改める。

(二)　第四項第一号中「七十度―二百五十度」を「七十一度―二百五十一度」に改める。

二　昭和四十五年防衛庁告示第九十五号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第二項中「二十一秒」を「二十二秒」に、「百十七メートル」を「百十八メートル」に改める。

(二)　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質」を「灯質」に、「白熱電燈赤不動光」を「白熱電灯航空赤不動光」に改める。

三　昭和五十五年防衛庁告示第百七十号の一部を次のとおり変更する。

(一)　表１硫黄島ＮＤＢの項を次のように改める。

硫黄島ＮＤＢ	N24°46′21″ E141°18′27″	東京都小笠原村	ＮＤＢ	43. 12. 17	360kHz	Ａ２	1250W	なし	Ａ２	ＯＸ	24時間	なし

(二)　表１硫黄島タカンの項を次のように改める。

硫黄島タカン	N24°47′05″ E141°18′57″	東京都小笠原村	タカン	44. 6. 1	996MHz	7.5kW	全方向	ＩＪＴ	24時間	なし	

四　昭和五十八年防衛庁告示第百四十一号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項第二号中「四十七秒」を「四十八秒」に、「三十三秒」を「三十四秒」に改める。

(二)　第四項の風向灯の項を次のように改める。

風向灯	白熱電灯、不動光		滑走路中央及び滑走路両接地帯北側

(三)　第六項第一号中「百四十メートル」を「百四十二メートル」に改める。

○防衛省告示第六十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定により、小松飛行場についての告示の変更について次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日　防衛大臣　中谷　元

昭和三十六年防衛庁告示第百五十六号の一部を次のとおり変更する。